

昭和二年一月〇月制定 昭和二年五月改正 昭和二六年五月改正
昭和三年四月改正 昭和三年四月改正 昭和三九年四月改正
昭和四九年四月改正 昭和五二年四月二六日改正
昭和五五年四月二五日改正 昭和六一年四月二八日改正
平成元年四月二六日改正 平成三年四月二四日改正
平成六年四月二七日改正 平成十年五月一五日改正
平成十年十一月五日改正 平成十二年五月一六日改正
平成十四年五月二日改正 平成十六年五月六日改正
平成二十年五月八日改正 平成二十一年五月七日改正
平成二三年五月九日改正

第一章 名 称

第一条 本会は、奈良教育大学附属中学校育桜会と称し、事務所を同学校内におく。

第二章 目 的

第二条 本会は、家庭と学校が協力して、教育の向上をはかり、生徒福祉の増進を期するとともに、会員の教養を高め、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第三章 会 員

第三条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と教員とをもって組織する。

第四章 役 員

第四条 本会に、次の役員をおく。

- 一、会 長 一名(保護者)
- 二、副会長 三名(保護者)
- 三、会 務 四名(保護者および教員)
- 四、幹 事 二名(教 員)

第五条 役員の任期は、一か年とし、その兼任は認めない。

第六条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一、会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をつとめる。また、部会に出席してその運営に協力する。
- 三、会務は、本会の会計事務を処理するとともに、書記をつかさどる。
- 四、幹事は、本会の庶務をつかさどる。

第七条 役員の選出は、総会においてこれを行う。ただし、選出方法は、付則に定めるところによる。

第五章 評議員および顧問

第八条 本会に、評議員をおく。

第九条 評議員の任期は一か年とする。

第十条 評議員は、各学級三名とし、各学級で選出する。(ただし、特別支援学級については、三学級より一名を選出する。)

評議員は、本会の重要事項を審議し、学級会を運営する。

評議員は、文化体育部、生活安全部および広報部のいずれかの委員となり、その運営にあたる。

第十一条 本会に、顧問をおく。

顧問は、学長、校長および前会長とする。

顧問は、会長の諮問に応じ、役員会および評議員会に出席して意見を述べることができる。

第六章 総 会

第十二条 総会は、本会の会員をもって構成する本会の最高議決機関である。

第十三条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は、毎年度初めに開く。

臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または会員の三分の一以上の要求があった場合に開く。

第十四条 総会は、会長が招集し、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。

総会の議決は、実質出席者の過半数の同意を必要とする。

第十五条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- 二、役員の選出
- 三、規約の改正

第八章 評議員会

第十八条 評議員会は、総会に準ずる議決機関である。

第十九条 評議員会は、役員および評議員をもって構成する。

- 第二十条 評議員会は、会長が必要と認めるとき随時これを開く。
- 第二十一条 評議員会は、次の事項を審議する。
 - 一、第二条の目的を達成するために必要な事項
 - 二、総会に提出する議案および報告に関する事項
 - 三、会長から提示された事項
 - 四、会員・部会・学校から提示された事項
 - 五、その他必要と認める事項

第九章 部 会

第二十二条 本会の活動を活発にするため、次の部会をおく。

文化体育部・生活安全部・広報部

第二十三条 文化体育部、生活安全部および広報部は、それぞれ評議員の三分の一をもって構成する。

第二十四条 各部に、部長・副部长をおく。部長・副部长は、各部の互選による。

第二十五条 各部の活動内容については、部会において決める。

第十章 会 計

第二十六条 本会の経費は、会員の会費およびその他の収入をもってする。

第二十七条 会費は、総会において決定する。

第二十八条 本会の資産は、第二条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第二十九条 本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第三十条 本会の会計については、会計監査委員の監査を受け、総会で決算報告をしなければならない。

第十一章 会計監査委員

第三十一条 会計監査委員は三名(各学年一名)とし、総会において選出する。その選出方法は、役員に準じ、付則の定めるところによる。

第三十二条 会計監査委員は、年一回以上本会の経理状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

会計監査委員は、必要があると認めるときは、前項にかかわらず随時本会の経理状況を監査することができる。

会計監査委員は、前二項の監査の結果、会計執行が不相当と認めるときは、会長にその是正を勧告することができる。

第十二章 改 正

第三十三条 本会則の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得なければならない。

付 則

○役員の選出方法は、次のとおりとする。

一、役員候補者推薦委員会(以下推薦委員会という)から推薦された候補者または会員から推薦された候補者について、選挙またはこれにかわる方法によって、定期総会において選出する。

二、推薦委員会は、次の委員によって構成する。

ア、保護者 十三名 各学級から一名ずつ選出する。(ただし、特別支援学級については、三学級をもって一学級とみなす。)

イ、教 員 六名 職員会議において選出する。

三、推薦委員会は、投票によって保護者の役員候補者(会長一名、副会長三名、会務二名)を選考するとともに、職員会議において選出された教員の役員候補者(会務二名、幹事二名)を承認する。

四、推薦委員会は、選考または承認した役員候補者の承諾を得て、これを総会に推薦する。

五、会計監査委員の選出もこれに準じ、推薦委員会で候補者を選考し、総会に推薦する。

○各学年に学年委員会をおく。

学年委員会の構成については別に定める。
学年委員会は、学年の問題について審議し、学級間の連絡調整をはかる。

育桜会会則外規定 平成六年三月

○学年委員会の構成について(第三十五条関連)

学年委員会は、各学年の評議員、役員(保護者)、および教員をもって構成する。

○第三学年の評議員は、進路対策委員を兼ねる。